

## 建設工事に関する低入札価格調査制度等の改正について（お知らせ）

平成27年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う工事から、以下のとおり低入札価格調査制度等の取扱いを改めることとしました。

### 改正の目的

受注者の法定福利費等の適正な負担に向けた改正を平成25年度以降順次進めてきており、県としても最低限必要なコストとして、現場の品質に関する建設労働者の法定福利費等を適正に負担していく必要があることから失格判断基準算定式を見直す。

### 改正の内容

#### 1 失格判断基準の改正

現在の失格判断基準の算定式に、法定福利費、及び従業員給与手当等が含まれる一般管理費を加算する改正を行うものです。

また、営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」工事について、算出式の見直しもあわせて行いました。

#### （改正前）

##### ○失格判断基準

$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\%) > \text{入札書記載金額}$

##### ○ただし、以下の工種については下表のとおりとする。

「建築一式」、営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）」

基準価格＝

$(\text{直接工事費} \times 9/10 \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{直接工事費} \times 1/10 + \text{現場管理費}) \times 80\% \times \alpha$

※補正係数  $\alpha=1$  とするが、当面の間、これを 0.8 に置き換えて適用する > 入札書記載金額

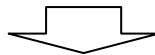
営繕工事以外の「電気」「電気通信」、上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」

基準価格＝

$(\text{機器費} \times 77\% + \text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\%) > \text{入札書記載金額}$

##### ○失格判断基準の範囲

入札書記載金額の 7/10 ～ 9/10 の範囲内



#### （改正後）

##### ○失格判断基準

$\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 20\% > \text{入札書記載金額}$

##### ○ただし、以下の工種については下表のとおりとする。

「建築一式」、営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）」

基準価格＝

$\text{直接工事費} \times 9/10 \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + (\text{直接工事費} \times 1/10 + \text{現場管理費}) \times 80\% \times \alpha + \text{一般管理費} \times 20\%$

※補正係数  $\alpha=1$  とするが、当面の間、これを 0.8 に置き換えて適用する > 入札書記載金額

営繕工事以外の「電気」「電気通信」、上水道工事及び下水道工事にかかる「機械器具設置」

基準価格＝

$\text{機器費} \times 79\% + \text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 80\% + \text{一般管理費} \times 20\% > \text{入札書記載金額}$

##### ○失格判断基準の範囲

入札書記載金額の 7/10 ～ 9/10 の範囲内